

改訂版 軌道装置動力車運転者必携 No.120810
 新旧対照表 改訂第2版7刷（平成27年11月10日）

改訂第2版6刷（平成26年5月26日）			改訂第2版7刷（平成27年11月10日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
93	下から 4行目	（特別教育を必要とする業務） 第36条法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 1～ <u>11</u> 略 13 軌道装置動力車の運転の業務 14～ <u>37</u> 略	93	下から 4行目	（特別教育を必要とする業務） 第36条法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 1～ <u>12</u> 略 13 軌道装置動力車の運転の業務 14 <u>以下</u> 、略
95	12行目	（ <u>そうじ</u> 等の場合の運転停止等） 第107条事業者は、機械（刃部を除く。）の <u>そうじ</u> 、給油、 <u>検査又は修理</u> の作業を行なう場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りではない。	95	12行目	（ <u>掃除</u> 等の場合の運転停止等） 第107条事業者は、機械（刃部を除く。）の <u>掃除</u> 、給油、 <u>検査、修理又は調整</u> の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りではない。
95	下から 9行目	2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を <u>かけ</u> 、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。	95	下から 9行目	2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を <u>掛け</u> 、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。